

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年9月10日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他11名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料5について)

- ・防火帯内部の施設に保管されている危険物と消防設備との関係については、建屋毎でなく、火災区画毎に示した上で、防消火設備及び体制により対応が可能であることを説明すること。
- ・本資料の内容については、今後担当部署と協議の上、次々回以降の監視チーム会合において改めて指摘する。

(資料6について)

- ・これまでの会合でも同様の指摘をしているが、審査が終了している六カ所再処理施設や実用炉の例を参考に、前提となる条件や有効性の判断基準などを論理立てて整理して説明すること。
- ・津波が遡上した際の敷地の状況を想定する際には、津波の遡上解析結果を活用し、サイト内に水がたまりやすい場所や漂流物等によってアクセス性が悪化する場所などを丁寧に洗い出し、有効性評価に反映すること。

(資料7について)

- ・別紙2及び別紙3におけるフロー中の「実施可能な対策の有無」については、「無し」と判断する場合においても、影響緩和等の措置を検討していることが分かるようフローの記載を見直すこと。

(資料9について)

- ・再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則に定める要求事項との関係を整理し説明すること。
- ・有毒ガスに対する居住性の評価については、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに照らして説明すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料 1 : 東海再処理施設の廃止措置段階における安全対策のスケジュールについて

資料 2 : 津波防護における引き波の考慮について

資料 3 : 地形変化による入力津波高さへの影響について

資料 4 : 屋上に設置されている設備, 配管等の損傷時の復旧方法の考え方について

資料 5 : 防火帯の詳細と防火帯内部の施設の防火について

資料 6 : 事故対処の有効性評価について

資料 7 : 分離精製工場 (MP) 等の津波防護に関する対応について

資料 8 : TVF における固化処理状況について

資料 9 : 再処理施設の制御室の安全対策について

資料 10 : 令和 2 年 8 月 7 日申請の廃止措置計画変更申請書の技術的内容に関する質問への回答

資料 11 : 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール (案)